

岐阜県環境保全林整備事業実施要領

〔平成24年 3 月23日 森第868号林政部長通知〕
一部改正 〔平成25年 5 月13日 森第141号林政部長通知〕
一部改正 〔平成26年 4 月 1 8 日 森第93号林政部長通知〕
一部改正 〔平成27年 3 月19日 森第1072号林政部長通知〕
一部改正 〔平成28年 3 月28日 森第1084号林政部長通知〕
一部改正 平成28年11月24日 森第650号林政部長通知
一部改正 平成29年 3 月31日 森第1013号林政部長通知
一部改正 平成30年 5 月31日 森第212号林政部長通知
一部改正 令和元年 6 月11日 森第185号林政部長通知
一部改正 令和 2 年 3 月31日 森第863号林政部長通知
一部改正 令和 3 年 5 月24日 森第152号林政部長通知
一部改正 令和 3 年 6 月23日 森第267号林政部長通知
一部改正 令和 4 年 4 月15日 森経第45号林政部長通知
一部改正 令和 5 年 6 月 5 日 森経第186号林政部長通知
一部改正 令和 6 年 6 月11日 森経第86号林政部長通知
最終改正 令和 7 年 3 月31日 森経第1024号林政部長通知

第1 趣旨

環境保全林における森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い森林整備を推進することによって、森林の持つ公益的機能の維持・向上・回復を図る。

環境保全林整備事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日付け環政第 731 号環境生活部長、林第 756 号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 65 号林政部長通知。以下「確認要領」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 2 号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）、及び岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成 21 年 4 月 17 日森第 105 号林政部長通知。以下「森林整備運用通知」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

事業の内容は、要綱第 2 条別表第 1 に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 水源涵養林等整備

（1）目的

間伐等により水源地域や渓流域、急傾斜地などの人工林を整備することにより、森林が有する水源涵養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの維持・向

上・回復を図る。

(2) 対象森林

対象森林は、次のアからエまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分（以下「目標区分」という。）において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

（ア）飲用水や農業用水等の水源として重要な森林

（イ）溪流に面した森林

（ウ）山地災害等を防止するうえで重要な森林

（エ）木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

イ 18 齢級以下の人工林

ウ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林

エ 第 6 の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

(3) 補助事業者

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体その他知事が認める者。

(4) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

事業種	内 容
除 伐	5 齢級以下の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
間 伐	12 齢級以下（森林整備運用通知別表の基準を上回る森林又は収量比数が概ね 100 分の 95 以上の森林は 18 齢級以下）の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰 （不良木淘汰等の伐採率は、本数率で 30%以上とすること。ただし、風雪害の発生のおそれがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く。）
更新伐	18 齢級以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒 （不良木淘汰等の伐採率は、本数率で 30%以上 50%以下とすること。） （伐採の方法は、単木伐採、带状伐採と群状伐採（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍まで）
関連条件整備	概ね 10 年間間伐履歴がない森林または過去に地籍調査、各種森林境界明確化事業を行っていない森林における森林所有者の特定、同意の取り付け等 （地籍調査、各種森林境界明確化事業を行ったが、成果が完成前のため、森林所有者の特定を一から行わなければならない場合は対象とすることができる。） （公有林、公社分収林及び事業完了後に補助金の交付申請を行う場合を除く。）

2 生活保全林等整備

(1) 目的

人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山林等を整備することにより、森林が有する快適環境形成機能や保健・文化機能、生物多様性保全機能などの維持・向上・回復を

図る。

(2) 対象森林

対象森林は、次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 目標区分において「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。なお、事業区分ごとの対象森林は(4)事業内容に示すとおりとする。

(ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林であること。

(イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林であること。

(ウ) 目標区分において「生活保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林（以下「生活保全林等」という。）であること。

イ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林（(4)事業内容の区分ウを除く。）

ウ 第 6 の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

(3) 補助事業者

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体その他知事が認める者。

(4) 事業内容

事業内容は次のとおりとする。

区 分	内 容	対象森林 ((2) ア)
ア 不用木の除去	不用木や不良木、支障木の除去や淘汰	(ア) 又は (イ)
イ 修景等環境保全	枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等 林床整備	(ア) 又は (イ)
ウ 森林病虫害の防除	被害木の伐倒、薬剤処理、破碎、搬出運搬等	(ア) 又は (イ)
エ 放置竹林の整備	○放置された竹林の整備 対象竹林、施業内容は下記のとおりとする。 (1) 対象竹林 現在は管理がなされず過密な状態にあるが、適正な管理を行うことで健全な竹林に再生することが可能な竹林。 (2) 施業内容 伐倒、林内整理（枝払い、集積）。 なお、搬出、破碎については補助対象外とする。	(ウ)

第3 補助金額

1 水源涵養林等整備

(1) 県が定めた事業種ごとの単価に間接費率と実施面積を乗じて算出した額とする（以下「標準事業費」という。）。

ただし、次の①から③については、実際に要した額とし、標準事業費の額を超える場合は、標準事業費を補助金額とする。

① ボランティア活動等により通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた場合

② 市町村が請負に付して実行した場合

③ 現地の条件や施業の内容等がこれにより難しい場合

(2) 関連条件整備における補助金額は、県が定めた単価にの実施面積を乗じて算出した額とし、補助金額に加算する。

2 生活保全林等整備

県が定めた区分ごとの上限単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金額とする。

第4 事業計画書の提出

1 水源涵養林等整備

事業主体の長は、当該補助金を受けようとする箇所について申請の時期にかかわらず、事業着手前までに事業計画書（別記第1の1号様式または別記第1の2号様式）を作成し、市町村森林整備計画において環境保全林に区分された森林又は区分される予定の森林であることを示す書類（区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類）を添えて農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。所長は、管内の事業主体から提出のあった事業計画書を審査のうえ、それらを取りまとめ、部長に提出する。

2 生活保全林等整備

市町村長は、当該補助金を受けようとする事業主体の事業計画書を交付申請前までにとりまとめ、目標区分等について確認したうえで所長に提出する。所長は、管内市町村から提出のあった事業計画書を審査のうえ、それらを取りまとめて部長に提出する。

第5 事業量の決定

1 部長は、第4に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。

2 所長は、前項の決定通知を受けた額の範囲内において事業主体ごとの事業量を決定し、水源涵養林等整備は事業主体（間接補助事業の場合は市町村長）へ、生活保全林等整備は市町村長へそれぞれ通知する。

第6 協定の締結

事業主体の長は、市町村長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を事業着手前までに締結する。

第7 補助金の交付申請

1 事業着手前に補助金の交付申請を行う場合

事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、事業内容ごとに次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。

（1）水源涵養林等整備

ア 事業計画書（別記第2の1号様式）

イ 収支予算書（要綱第2号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）

（2）生活保全林等整備

ア 事業計画書（別記第2の2号様式）

イ 収支予算書（要綱第2号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）

ウ 位置図

エ 現況写真

オ 放置竹林整備を実施する場合は、「第2の2号様式付表」

カ 見積書等の積算根拠資料

キ 交付申請の実施箇所が、目標区分において環境保全林に区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類（「放置竹林の整備」では目標区分において生活保全林に区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類も添付すること）

2 事業完了後に補助金の交付申請を行う場合

事業完了後の補助金の交付申請はやむを得ない事情がある場合に限ることとする。

事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添付して事業完了後すみやかに交付申請するものとする。

（1）収支決算書（要綱第8号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）

（2）事業実績書（別記第2号様式）

（3）施業図及び箇所位置図（別記第6号様式、別記第7号様式）

（4）全施行地の事業実施状況写真

（5）第6の規定による協定書等の写し

（6）定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き実行経費算出表（様式1）（以下、「実行経費算出表」という）又は要した経費を証する資料（実行経費により事業費を算出する場合）

（7）社会保険等の加入実態調査表（岐阜県森林整備事業実施要領（平成13年4月2日森第1号農山村整備局長通知）（以下、「森林整備事業実施要領」という）様式第10号）

3 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第8 補助金の交付決定

- 1 所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して、別記第3号様式により補助金交付申請者に通知する。
 - (1) 補助金交付の翌年度の初日から起算して10年以内に、事業対象地を森林以外の用途へ転用する場合、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共用等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。
- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、所長からの交付決定通知を受けた市町村長は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき補助金の交付を決定し、前項に準じた条件を付して通知する。

第9 補助金の交付決定前着手届

- 1 事業着手前に補助金の交付申請を行う場合、事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長（間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
- 2 事業主体の長から交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて交付決定前着手届を所長に提出する。

第10 事業地の施行管理

事業主体の長は、森林整備運用通知第1の2から4に基づき施行管理を行うものとする。

第11 事業計画の変更等

事業主体の長は、交付決定通知受理後（事業完了後に補助金の交付申請を行うものについては、事業計画書の提出後）において、事情の変化等により規則第6条及び要綱第5条第3項に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項に定める様式及び変更計画書を作成し、説明資料を付して所長と協議し、その承認を受ける。

上記に該当しない変更の場合は、変更計画書を作成し、説明資料を付して所長へ報告し、所長はその内容に応じて事業主体に必要な指示を行う。

第12 補助金の概算払及び前金払

事業主体の長は、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（要綱別記第12号様式）に施行箇所別概算払・前金払内訳表（別記第5号様式）を添えて所長に提出するものとする。

ただし、事業完了後に補助金の交付申請を行う場合を除く。

第13 実績報告

- 1 事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）

を作成し、事業内容ごとに次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。

（１）水源涵養林等整備

- ① 収支決算書（要綱第８号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
- ② 事業実績書（別記第２の１号様式）
- ③ 施業図及び箇所位置図（別記第６号様式、別記第７号様式）
- ④ 全施行地の事業実施状況写真
- ⑤ 市町村及び森林所有者との協定書の写し
- ⑥ 実行経費算出表または基礎資料（実行経費により事業費を算出する場合）
- ⑦ 社会保険等の加入実態調査表（森林整備事業実施要領様式第10号）

（２）生活保全林等整備

- ① 収支決算書（要綱第８号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
- ② 事業実績書（別記第２の２号様式）
- ③ 施業図及び箇所位置図（別記第６号様式、別記第７号様式）
- ④ 全施行地の事業実施状況写真
- ⑤ 市町村及び森林所有者との協定書の写し
- ⑥ 実行経費算出表または経費を証する資料（実行経費により事業費を算出する場合）
- ⑦ 作業日報の写し（委託等による事業実施の場合であっても委託先に提出を義務付けて提出をすること）

２ 実績報告書の提出を受けた市町村長は、第１３の１に準じて確認等を行い、前項の規定に準じて実績報告書を作成のうえ所長に提出する。

３ 第７の２の場合にあつては、交付申請書の提出をもって実績報告とみなす。なお、この場合にあつては要綱第８条第２項の規定は適用しないが、事業主体の長は事業完了後、早期に交付申請するよう努めるものとする。

第１４ 確認

- １ 第１３の１による実績報告書の提出を受けた所長は、検査要領及び「定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引き」により確認を行う。ただし、検査要領第２条第３項の規定は適用しない。また、検査要領によりがたい場合は確認要領により確認を行う。
- ２ 前項において、検査箇所の抽出については、検査要領第３条第４項１号を適用する。ただし、検査要領第３条第５項の規定は適用しない。
- ３ 第１３の２による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- ４ 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第８号様式により事業主体の長に通知する。なお、事業完了後に補助金の交付申請ならびに交付決定を行う場合は、交付決定をもって額の確定があったものとみなす。

第１５ 部分完了の現地確認について

事業主体の長が申請した複数の施行地の一部の施工地が完了し、事業主体の長から部分完了届（別記第９号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地確認を実施することができる。

なお、部分完了届により現地確認を実施した場合における残施行地の中で検査要領の規定により新たな箇所を抽出のうえ現地確認を行うものとする。

第 16 事業実績報告書

所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第 2 の 1 号様式又は別記第 2 の 2 号様式）を部長に提出する。

第 17 進捗状況報告

- 1 事業実施主体は、所長から進捗状況等の報告を求められた場合には、求められた内容を速やかに報告しなければならない。
- 2 所長は、部長から進捗状況等の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 24 年度事業から適用する。

この要領は、平成 25 年度事業から適用する。

この要領は、平成 26 年度事業から適用する。

この要領は、平成 27 年度事業から適用する。

この要領は、平成 28 年度事業から適用する。

この要領は、平成 29 年度事業から適用する。

この要領は、平成 30 年度事業から適用する。

この要領は、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和 2 年度事業から適用する。

この要領は、令和 3 年度事業から適用する。

この要領は、令和 4 年度事業から適用する。

この要領は、令和 5 年度事業から適用する。

この要領は、令和 6 年度事業から適用する。

この要領は、令和 7 年度事業から適用する。

第 号
年 月 日

様

〇〇市（町村）長

森林配置計画の将来目標区分の指定について

年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付申請書（事業完了後に交付申請を行う場合にあっては事業計画書）の提出にあたり、下記の森林が〇〇市（町村）において岐阜県環境保全林整備事業実施要領（以下、「実施要領」という）第2に規定する対象森林に区分される予定であることを証します。

記

森林の場所

〇〇市〇〇字〇〇 △. △△h a ほか 〇〇箇所 △. △△h a
（別紙「 年度環境保全林整備事業計画書」のとおり）

環境保全林に区分される予定時期

〇年〇月

（生活保全林等整備の放置竹林の場合は次も記載）

生活保全林に区分される予定時期

〇年〇月

参考様式（第6関係）

環境保全林整備事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 環境保全林整備事業の対象となる森林の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林の公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（事業完了の翌年度の初日から起算して10年以上）

2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象となる森林（以下、「対象森林」という。）の所在およびその面積等は、次のとおりとする。

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	備 考

（整備の内容）

第4条 乙は、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、次により対象森林の整備を行い、甲は整備の実施についてその内容を理解し、事業の実施について同意する。

（水源涵養林等整備の場合）

（1）内容 : （除間伐の場合）不用木の除去、不良木の淘汰

（更新伐の場合）不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒

（2）伐採率：不良木の淘汰を実施する場合は、本数率で30%以上とする。

（風雪害等の恐れがある地域、冠雪害ハザードマップに記載されている地域、法令により30%以上の伐採ができない森林を除く）

更新伐を実施する場合は、本数率で30%以上50%以下とする。

伐採の方法は、単木伐採、帯状伐採と群状伐採とする。（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍まで）

（生活保全林等整備の場合）

（1）区分 : 実施要領第2第2項（4）の区分を記載

（2）内容 : 実施要領第2第2項（4）の内容を記載

(費用の負担等)

第5条 ○年度環境保全林整備事業にかかる前条の整備に要する費用は、乙が負担する。

(当事者の義務)

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 対象森林の境界および所有権等の権利に関し、甲以外に権利を有する者または第三者から異議申立があった場合は、その処理解決にあたること。

ウ ○○市(町村) 森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。

エ 事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の全面伐採除去を行わないこと。

オ やむを得ず上記エの行為を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙にその旨を届けるとともに、事業に要した費用相当額を乙に支払うこと。

カ 甲がこの義務に違反した場合または甲の都合によりこの協定を破棄した場合は、第4条第1項の整備のための費用相当額を乙に支払うこと。

(2) 乙の義務

ア 事業計画の作成にあたっては、実施要領別記第2の2号様式およびその付表により甲に計画内容を示し承諾を得ること。

イ 第4条第1項の整備を実施し、その結果を甲に報告すること。

ウ (水源涵養林等整備の場合) 更新伐を実施した翌年度の初日から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(災害等による損害)

第7条 第4条第1項の整備の実施中および実施後に、火災、天災その他乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害および第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

2 第4条第1項の整備により、対象森林の林相が著しく変化し、または立木その他に損害が生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

(協定の継承等)

第8条 協定の期間中に対象森林を所有権移転、または貸借する場合には、甲は、所有権を取得した者または貸借した者に対しこの協定の継承を行うものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部もしくは一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部もしくは一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 森林所有者 住所 氏名

乙 事業主体 住所 事業主体の長

丙 市(町村)長 住所 市(町村)長